

令和7年度吉田町立こども発達支援センター運営業務委託  
プロポーザル業務説明書

## 1 趣旨

この説明書は、令和7年度吉田町立こども発達支援センター運営業務委託の実施にあたり、最適な者を公募型プロポーザル方式により選定するために必要な事項を定める。

## 2 業務の概要

### (1) 業務の名称

令和7年度吉田町立こども発達支援センター運営業務委託

### (2) 業務の目的

平成26年4月に開設した「吉田町立こども発達支援事業所」では、児童発達支援として、就学前の障害児に対し、日常生活における基本的な動作の指導や集団生活への適応訓練など、現在、約30人の児童に対して障害児福祉サービスを提供しているところであるが、令和8年度から、既存のサービスに加え、相談機能や保育所の巡回訪問機能を備えた地域の中核的役割を担う児童発達支援センターとして「吉田町立こども発達支援センター」の運営を開始する予定である。

児童発達支援センターについては、令和6年4月に施行された改正児童福祉法第43条において、地域の障害児支援の中核的役割を担う機関として位置づけられ、本人支援及び家族支援等の役割に加えて、地域の関係機関との連携を進め、地域の支援体制の構築を図っていくことが求められており、自治体や、障害福祉、母子保健、医療、子育て支援、教育、社会的養護など、こどもの育ちや家庭生活の支援に関わる様々な分野の関係機関と連携を図ることが重要である。

本業務は、「吉田町立こども発達支援センター」の開設により、児童の心身の発達に合わせ、適切な療育を提供するとともに、障害児を養育する保護者の相談対応や地域の障害児支援の中核となる施設として運営していくため、豊富な経験を持つ事業者に対し、その企画力や発想力などに基づいた施設運営についての提案を求め、総合的な知見から判断して最適な事業者を契約の相手方に検討することを目的とする。

### (3) 業務内容

本業務の内容は、別に示す仕様書のとおりである。

### (4) 履行期間

契約締結日から令和9年3月31日(水)まで

### (5) 契約限度額

令和7年度 0円(税抜き)

令和8年度 98,820,440円(税抜き)

※ 見積書の金額が契約限度額を超えてはならない。

(6) 担当課

〒421-0395 静岡県榛原郡吉田町住吉 87 番地

吉田町福祉課 (担当：松浦)

電話／0548-33-2104 FAX／0548-33-0361

電子メール／[fukushi@town.yoshida.shizuoka.jp](mailto:fukushi@town.yoshida.shizuoka.jp)

### 3 参加要件

(1) 参加者の構成等

本プロポーザルに参加できる者(以下「参加者」という。)は、特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第2条第2項に規定する特定非営利活動法人その他の団体もしくは株式会社等で、児童発達支援センター等の運営を令和3年4月1日以降に3年以上実施してきた民間事業者であること。

(2) 参加者の資格

令和7年7月28日(月)現在において、次の要件を満たすこと。なお、優先交渉権者決定時においても、同条件を満たすこと。

ア 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当していないこと。

イ 民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立て中又は再生手続中でないこと。

ウ 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく再生手続開始の申立て中又は再生手続中でないこと。

エ 吉田町工事請負契約等に係る入札参加停止等措置要綱(平成12年吉田町要綱第12号)に基づく入札参加停止を受けていないこと。

オ 吉田町暴力団排除条例(平成24年吉田町条例第13号)に基づく排除措置に該当しないこと。

カ 業務遂行能力を有し、適正な執行体制を有すること及び吉田町の指示に柔軟に対応できること。

キ 法人税、法人住民税、法人事業税及び地方法人特別税並びに消費税及び地方消費税について滞納がないこと。

ク 代表者の所得税及び住民税について滞納がないこと。

ケ 労働関係法令に違反し、官公署から摘発又は勧告等を受けていないこと。

コ 提案業務を行うに当たり、法令等の規定により官公署等の免許等を受けている必要がある場合には、当該免許等を受けている者であること。

### 4 参加手続等

本プロポーザルへ参加を申請する者は、下記により必要な書類を提出すること。

(1) 提出書類

本プロポーザルへ参加を申請する者は、下記により必要な書類を提出すること。

	書類名称	様式番号	備考
①	プロポーザル参加申請及び誓約書	様式1	下記の書類を添付すること。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・直近3年間の財務諸表等1部(様式自由、写し可)</li> <li>・法人登記簿謄本1部(応募申込日3ヵ月以内に発行されたもの)</li> <li>・印鑑証明書1部(応募申込日3ヵ月以内に発行されたもの)</li> <li>・直近3年間の国税の納税証明書1部(法人税及び消費税)</li> <li>・直近3年間の地方税の納税証明書1部(法人事業税及び地方消費税)</li> <li>・直近3年間の固定資産税納税証明書1部(1部(写し可))</li> </ul>
②	事業者概要	様式2	・事業所のパンフレット等有用な資料があれば添付すること。(任意)
③	業務実績調書	様式3	・児童発達支援センター等運営実績一覧表

(2) 提出部数 正本1部、副本1部

(3) 提出期間 令和7年6月23日(月)～令和7年7月10日(木)

(4) 提出期限 令和7年7月10日(木)午後5時必着

※ 提出期限を過ぎた場合は、受け付けない。

(5) 提出先 吉田町福祉課

(6) 提出方法 持参又は郵送により提出

※ 持参の場合の受付時間は、平日午前9時～午後5時

(7) その他

ア 参加表明提出後、いつでも書面により「辞退」することができる。

イ 参加資格を満たしていない場合は、「失格」とする。

## 5 技術提案書等の提出者の選定(1次審査)

第1次審査として、「4 参加手続等」により提出された書類に基づき、資格や実績等の内容について書類審査を実施する。評価は「吉田町立こども発達支援センター運営業務委託プロポーザル評価要領」(以下「評価要領」という。)の基準に基づき、

吉田町立こども発達支援センター運營業務委託プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）が行い、合計点数の高い上位5者を技術提案書等の提出を求める者（以下「提出要請者」という。）として選定する。ただし、参加資格を有する参加表明者が5者以下の場合は参加表明者全てを提出要請者として選定する。審査の結果等は、令和7年7月29日（火）に書面で通知することとし、非選定者は結果通知の日の翌日から起算して4日（土日及び休日を含まない。）以内に限り、選定結果について書面により説明を求めることができるものとする。

## 6 技術提案書等の提出

提出要請者は、下記により必要な書類を提出すること。

### (1) 提出書類

	書類名称	様式番号	備考
①	技術提案書の提出及び誓約書	様式4	
②	技術提案書	任意様式	・別紙「令和7年度吉田町立こども発達支援センター運營業務委託技術提案書作成要領」に記載する事項を満足することを必須とし、本説明書の内容に留意して作成すること。
③	参考見積書	様式5	・本業務を完了するのに必要な費用のすべてを記載すること。 ・内訳書（任意様式）を添付すること。内訳書は、積算内容等について可能な限り詳細に記載すること。

(2) 提出部数 ①・③…正本1部

②…正本1部、副本1部、電子データ（CD-R/RW）1部

(3) 提出期間 令和7年7月29日（火）～令和7年8月12日（火）

(4) 提出期限 令和7年8月12日（火）午後5時必着

※ 提出期限を過ぎた場合は、受け付けない。

(5) 提出先 吉田町福祉課

(6) 提出方法 持参又は郵送により提出

※ 持参の場合の受付時間は、平日午前9時～午後5時

(7) 質問について

ア 質問の内容

本プロポーザルに関する質問は提出書類の作成に係るものとし、審査及び評価に係る質問は、一切受け付けない。

#### イ 提出書類に係る質問

- ① 質問書：様式6による。なお、質問書を送信した場合は、直ちに提出先（吉田町福祉課）へ「質問書を送信した旨」電話連絡すること。
- ② 受付期限：令和7年8月4日（月）（午後5時必着）
- ③ 提出方法：電子メールのみ
- ④ 提出先：吉田町福祉課
- ⑤ 回答方法：令和7年8月8日（金）までに質問内容とその回答を本町ホームページに掲載する。

### 7 プロポーザルへの参加辞退

参加表明者が本プロポーザルへの参加を辞退する場合、参加辞退届（様式7）を提出しなければならない。

#### (1) 提出方法

持参又は郵送で提出するものとする。

#### (2) 辞退者の取り扱い

本プロポーザルへの参加を辞退した者について、これを理由として以後の入札等について不利益な取り扱いを受けるものではない。

### 8 優先交渉権者の特定（2次審査）

#### (1) プレゼンテーション

提出要請者から提出された技術提案書等の内容についてプレゼンテーション審査を行う。

ア 実施日 令和7年8月25日（月）

イ 場所 吉田町役場

ウ 実施時間 40分以内（説明15分、質疑応答20分、機器の設置・撤去5分）

※開催会場、出席者の人数制限、開始時間等の詳細については、技術提案書の提出を求める際に、併せて書面で通知する。

#### (2) 優先交渉権者の特定

プレゼンテーション審査を行った後、審査委員会は評価要領の基準に基づき評価し、第1次審査による評価点に第2次審査による評価点を加えた総合評価点が最も高い提案を行った参加者を優先交渉権者として特定する。総合評価点が最も高い提案が2以上ある場合は、審査委員会において抽選により優先交渉権者を特定する。

#### (3) 審査結果の通知

審査結果は、技術提案書等を提出したすべての者（以下「提案者」という。）に対して令和7年8月27日（水）に書面で通知する。優先交渉権者に特定されなか

った提案者は、結果通知の日の翌日から起算して4日（土日及び休日を含まない。）以内に限り、特定されなかった理由について書面により説明を求めることができる。

## 9 優先交渉権者との契約締結協議等

### (1) 契約手続

審査委員会で決定した優先交渉権者を、本事業の随意契約の見積書徴取の相手方として契約交渉を行うものとする。ただし、この交渉が不調となった場合、優先交渉権者が「10 失格事項等」に該当することとなった場合、又はその他の理由で契約できなくなった場合は、次点者と交渉を行うものとする。

### (2) 契約金額

契約金額は原則として、見積書に記載した見積額に、当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（小数点以下切捨て）の範囲内とする。

### (3) 仕様等の決定

本業務の仕様については、優先交渉権者が提出した技術提案書等に記載された内容を尊重し、本町と協議の上定める。優先交渉権者の特定をもって技術提案書等に記載された内容の全てを承認するものではない。協議において必要な範囲内で技術提案書の項目の追加、変更及び削除を行い、本契約の仕様に反映させることができる。

### (4) 法令順守

契約にあたっては、吉田町財務規則（昭和50年2月28日規則第4号）の他、関係法令に基づき契約するものとする。

## 10 失格事項等

参加者が次のいずれかに該当した場合には、その者が提出した参加申請書及び技術提案書等を無効とし、本プロポーザルへの参加資格を失うものとする。

### (1) 参加表明者の提出した参加申請書、技術提案書等が次のいずれかに該当する場合

- ア 提出方法、提出先、提出期限等が本説明書の定めに適合しないもの
- イ 技術提案書作成要領に示された内容に適合しないもの
- ウ 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの
- エ 虚偽の内容が記載されているもの

### (2) 本プロポーザルの実施期間内に参加者が「3 参加要件」に該当する事項を欠くに至った場合

### (3) その他本説明書の定めに反した場合

### (4) 本プロポーザルに関して不正又は公正さを欠く行為があった場合

### (5) その他著しく信義に反する行為等により、町が失格と認める場合

## 11 その他

### (1) スケジュール

第1回委員会	令和7年5月23日(金)
第2回委員会	令和7年6月12日(木)
公告	令和7年6月23日(月)
参加申請書等の受付期間	令和7年6月23日(月)～令和7年7月10日(木)
第3回委員会	令和7年7月25日(金)
提出要請者選定結果通知	令和7年7月29日(火)
技術提案書等の受付期間	令和7年7月29日(火)～令和7年8月12日(火)
質問書受付期間	令和7年7月29日(火)～令和7年8月4日(月)
質問への回答期間	令和7年8月7日(木)～令和7年8月8日(金)
第4回委員会 (プレゼンテーション)	令和7年8月25日(月)
審査結果の通知	令和7年8月27日(水)
業務内容の協議及び 契約締結	令和7年8月下旬～9月下旬 10月上旬

### (2) 本プロポーザルに係る費用負担

技術提案書等の作成、提出等に要する費用は、その一切を参加者の負担とする。

### (3) 提出書類の取扱い

ア 提出書類は返却しない。

イ 提出された書類は今回の選考以外の目的には使用しない。

ウ 提出書類の著作権は提出者に帰属するものとする。ただし、町は本プロポーザルに関する公表を行う場合又はその他町が必要と判断した場合、優先交渉権者の提案書を無償で使用できるものとする。また優先交渉権者以外の提出者の提案書については、本プロポーザルに関する公表を行う場合に限り、町は提案書を無償で使用できるものとする。

エ 提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権、その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、工事材料、施工方法、維持管理方法等を使用した結果生じた責任は、提出者が負うものとする。

### (4) 書類提出に当たっての留意事項

ア 提出書類その他の提出物について、持参以外の方法による場合の不達及び遅配を原因とする提出者の不利益が生じた場合、本町はその責を負わない。

イ 提出された技術提案書等については、8月12日(火)午後5時までは自由に変更できるものとする。ただし、変更する場合は、提出した書類を一旦持ち帰り、改めて変更後の書類を提出すること。

ウ 理由を問わず、技術提案書等の提出期限は延長しない。

(5) 使用言語、通貨及び時刻

本プロポーザルにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とし、時刻は日本標準時とする。

(6) 措置事項

参加申込書、技術提案書その他の提出書類に虚偽の内容を記載した時には、その行為を行った者に対し、指名停止等の措置を行う場合がある。

(7) その他

ア 提案者が1者であっても審査を行い、一定水準に満たない場合は選定しない。

イ 審査の結果及び経緯について、不服及び異議申し立ては受け付けない。

ウ 契約締結後においても、受注者に本要領に規定する欠格事項や、不正又は虚偽記載等の事実が判明した場合は、契約を解除できるものとする。

エ 本説明書に定めるもののほか、プロポーザルの実施に関し必要な事項は、審査委員会で審議し決定するものとする。